

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	赤浜小川線
供用開始の区間	大里郡寄居町大字富田字中居五六〇番一 地先から 同郡同町大字牟礼字可吹九八二番二地先 まで
供用開始の期日	令和六年三月二十六日
備考	平成二十五年二月二十二日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長九八六・一二メートル